6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokyo Gaikan Chuou North H Ranp shield.

⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）を共通化する２件の工事を対象に一括して公告し、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）の提出を１つのみとし、審査を実施する一括審査方式の試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。

平成27年２月５日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　池田　　薫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第22、23号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　神戸港六甲アイランド地区航路・泊地（－16m）浚渫工事（二工区）

②　神戸港六甲アイランド地区航路・泊地（－16m）等浚渫工事（一工区）

⑶　工事場所　神戸市東灘区向洋町地先（六甲アイランド沖）

⑷　工事内容　本工事は、神戸港六甲アイランド地区航路・泊地（－16m）等の浚渫工、土捨工を施工するものである。

⑸　工期

①　契約締結の日から平成27年10月30日まで

②　契約締結の日から平成27年９月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　①グラブ浚渫船、土運船　②グラブ浚渫船、土運船

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事に係る開札は、平成27年度予算が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに平成27年度予算が成立していない場合は、開札を延期又は取りやめる場合がある。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成27・28年度港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の申請を定期受付において行い、受理されている者であること。

⑶　開札時点において、上記の一般競争参加資格の決定を受け、かつ決定の際に算出した客観点数が950点以上の者であること。なお、決定を受けていない場合は、当該工事の入札は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の①及び②の施工実績を有すること。ただし、①と②は別件工事でも可。

①　計画土量360,000㎥／件以上を施工した工事

②　計画水深－11m以深を施工した工事

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の③及び④の施工実績を有すること。なお、③と④は別件工事でも可。

③　計画土量180,000㎥／件以上を施工した工事

④　計画水深－5.5m以深を施工した工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑸㈠①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。